

## 附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 工学部土木工学科、建築学科、生命応用化学科及び情報工学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの間、次のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
土木工学科	610	620	630
建築学科	730	740	750
生命応用化学科	610	580	550
情報工学科	730	740	750

- 4 医学部医学科の毎年入学定員及び収容定員は、第12条の規定にかかわらず、「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、令和4年度から令和9年度までの間、次のとおりとする。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
毎年入学定員	125	120	120	120	120	120
収容定員	725	725	725	725	725	725

- 5 大学院工学研究科建築学専攻（博士前期課程）、機械工学専攻（博士前期課程）、生命応用化学専攻（博士前期課程）及び情報工学専攻（博士前期課程）の収容定員は、第12条第2項の規定にかかわらず、令和4年度は次のとおりとする。

	令和4年度
建築学専攻博士前期課程	50
機械工学専攻博士前期課程	55
生命応用化学専攻博士前期課程	50
情報工学専攻博士前期課程	45

- 6 危機管理学部危機管理学科の学位に付記する専攻分野の名称は、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。

- 7 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。
- 8 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。
- 9 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。